

第三章 水防施設

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材

1 県の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備方針

県は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため整備するものとし、建設事務所長は、所管する水防資器材について水防管理者からの要請があった場合には状況を勘案して応急支援する。

(2) 備蓄基準

水防資器材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は水防倉庫面積33平方メートルあたりのものとし、面積に応じて増減するが、強度・機能に優れた代用物がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資器材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

備蓄基準 表3

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木 (2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電器	台	1

(3) 備蓄数量

建設事務所別、水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『1 県の備蓄数量』」のとおりである。

2 水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

ア 水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区 分	基 準
木曽川、矢作川、豊川	水防区域延長1キロメートルにつき1棟
庄内川、矢田川、矢作古川	水防区域延長2キロメートルにつき1棟
その他の河川、海岸	水防区域延長3キロメートルにつき1棟

※注) 水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。

イ 水防資器材は、水防倉庫1棟につき表3に定めた基準により整備するよう努めるものとする。なお、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

(2) 備蓄数量

水防管理団体の倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『2 水防管理団体の備蓄数量』」のとおりである。

第二節 通信連絡

1 県の無線通信施設

(1) 全般情報

愛知県高度情報通信ネットワークは、災害時には県民の安心を確保する防災行政無線として、平常時には県民サービスの向上を図る行政通信システムとして機能している。

このネットワークは、地上系の有線光回線及び衛星系の無線回線による2ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交換、WEB情報等の機能を提供している。また、防災情報システム、水防テレメータシステム、土砂災害監視システム、道路情報システム、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の通信基盤として利用されている。

車載型、可搬型又は携帯型の無線機を備えた陸上移動局は、その機動性を発揮して、災害現場等の状況に応じ、正確な情報をリアルタイムで収集・伝達することができる。

(2) 水位・雨量情報

ア 水防テレメータシステム

イ 自動応答

一部の水位観測所に、一般加入回線からの通話に対して水位を自動応答する装置が設置してある。

2 水防管理団体の無線通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通、携帯電話使用不能等に備えるため、水防用無線機を備えるよう努めなければならない。無線機については防水型で移動可能な機種を選定し、電源の確保にも留意する。平常から使用方法の周知や運用訓練等を行い、緊急時に備えることとする。

3 電話・電報施設の優先利用

災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話又は電報施設を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を各通信事業者に「災害時優先電話」として登録する（「災害時優先電話」の登録にあたっては、各通信事業者において登録機関及び登録回線数を限定しているため、各通信事業者に相談すること。）。

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を

内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。

電報発信に当たって、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「15番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる（受付時間は午前8時から午後7時まで）。

- (ア) 非常扱いの電報の申込みであること。
- (イ) 発信電話番号と機関などの名称
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

(3) 携帯電話の活用

ア 災害時優先携帯電話の取扱

携帯電話から以下に規定された内容の通話を行う場合は、通信事業者との協議により定めた携帯電話から発信する通話に限り、優先的に取り扱われる。

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合で次に掲げる事項を内容とする通話。

- (ア) 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの。
- (イ) 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関）に対し行うもの。

イ 災害時優先携帯電話の登録

災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、防災安全局が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。

※県幹部に配布されている災害対策用携帯電話は全て災害時優先携帯電話である。

ウ 明示

災害時優先携帯電話には、当該携帯電話が災害時優先携帯電話であることがわかるように銘板等によりその旨を明示する。

(4) 専用電話の活用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（このような無線通信を「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

5 警察の通信設備の使用

警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用に利用するため設けられたもので、

普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画附属資料第15「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）

6 放送の活用

災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）

7 その他の通信手段

県、水防管理団体及び関係機関は、インターネットの防災・天候・ニュース事項等掲載ページ、電子メール、携帯電話、携帯電話のメール機能等最新の情報通信手段及び地域有線放送その他の様々な通信方法に精通し、よりよい手段を模索するよう努めるものとする。

第三節 非常輸送

1 県における非常輸送

輸送力の確保、交通規制については、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

2 水防管理団体における非常輸送

水防管理団体は、水防時における水防要員、水防資器材の輸送のために、車両、舟艇等の確保に努め、その運用について事前に計画しておくものとするが、状況によっては、県警察及び市町村が誘導を行う。